

広島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年五月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島向原線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東広島市八本松飯田二丁目一四八四番五地先 から 東広島市八本松町正力字青木一九三三番一地 先まで	旧	一一・七〇〇二 九・三〇	敷地の幅員 (メートル)	五一八・一〇	
	新	一一・九〇〇三 二・七〇		五一八・一〇	
				拡張	